

第12章 インド

内国民待遇

(1) 電力固定価格買取制度に係るローカルコンテンツ要求

<措置の概要>

2010年1月、インド政府は「ジャワハルラル・ネルー・国家太陽光指令（Jawaharalal Nehru National Solar Mission (JNNSM)）」を公表。太陽光エネルギーの普及・振興を図るため、太陽光エネルギー普及のための政策として、太陽光パネル及び太陽熱により発電された電力の固定価格買取制度（FIT）を導入した。

インド政府は、発電事業者等が固定価格買取制度に参入する際の条件として、一定割合以上の付加価値（組立や原材料の調達等）が同州内で付加された太陽光パネル・太陽熱発電設備等を使用することを義務化した（ローカルコンテンツ要求）。

<国際ルール上の問題点>

こうした州内での付加価値の付与を条件とすることで同州内産の発電設備の使用を義務づける措置は、内国民待遇義務を定めるGATT第3条、貿易に関連する投資措置に関する協定（TRIMS）第2条違反の可能性があるとともに、補助金協定第3条に定める禁止補助金（国内産品優先補助金）に該当する可能性がある。

<最近の動き>

我が国は、本制度におけるローカルコンテンツ

要求及びそれを条件とした補助金の交付はGATT及び補助金協定に抵触する可能性があることから、2011年5月に開催されたWTO補助金委員会及び2011年9月に開催された対インド貿易政策検討制度（TPR）会合において同趣旨の質問を行った。また、2012年5月以降、WTO・TRIMs委員会においても、米国・EUとともに繰り返し懸念の表明を行っている。なお、米国は、2013年2月、本制度がGATT第3条、TRIMS第2条及び補助金協定第3条等に違反しているとして、WTO協議要請を行った（2014年2月には協議の対象を追加する要請を行った）が、2014年2月現在までインドによる措置の改善も、米国によるパネル設置要請も行われていない。なお、我が国を含め、協議への第三国による参加は認められなかった。

(2) 電気通信に関するローカルコンテンツ要求等

<措置の概要>

2011年4月、インド電気通信規制庁（TRAI）は、電気通信機器製造業の育成と競争力強化を図るための政策提言書を通信IT省電気通信局（DoT）に対して勧告した。その内容には以下のような措置を含んでいた。

- ①国産品に対する優遇措置（国産比率を明示した製品に対する市場での優遇措置、政府から免許交付を受けた者は輸入品より国産品を優先する義務を負う等）の導入
- ②内国税に関する輸入品と国産品の競争条件の調整

その後、通信IT省情報通信技術局（DIT）が、TRAIの勧告の考え方を踏まえ、より一般的な電子機器を対象とした国内製造促進政策の検討を行い、2012年2月、電子機器の国内製造製品優遇に関する通知（The Preferential Market Access: PMA）を発出し、官報掲載を行った。通知内容はTRAIによる勧告から修正がなされ、例えば以下のような措置をとることとされている。

①安全保障上重要性を有する電子機器及びその政府調達について、関係省庁は、告示において国内製造製品の調達割合（最低30%以上）及び付加価値基準を明示する。

②個々の省庁は、本政策への適合に対する適切なインセンティブ・ペナルティを明示する。

本通知は、通信機器を含む電子機器の政府調達等全体に適用される総則的な通知として位置づけられ、DoTを含む関係省庁が、それぞれの所管分野における対象機関、機器、調達割合（最低30%以上）及び付加価値基準を具体的に告示する予定とされていた。そのような状況において、2012年10月にDoTは、通信機器の政府調達における国内製造製品優遇に関する通知を発出した。さらに、2012年11月には通信IT省エレクトロニクスIT局（DeitY）が、電子機器の政府調達における同様の通知を発出した。当該通知は政府調達を対象にしたものであるが、DoTは、民間通信事業者が調達する安全保障上重要性を有する通信機器についての国内製造製品優遇に関する通知の検討を進め、2013年1月には同通知案についてパブリックコメントを行った。

＜国際ルール上の問題点＞

今後、関係省庁によって通知どおりに施策が実施された場合、本政策による電子機器のローカルコンテンツ要求はGATT及びTRIMs協定の内国民待遇に違反する可能性がある。また、DITの通知は、その背景において安全保障を強調しており、安全保障上の必要性はケースバイケースでインド政府により判断されるとしているが、GATT第21

条のいずれの条項に該当するのか不明であり、同条に基づく正当化は困難と考えられる。

＜最近の動き＞

2011年12月の内閣総理大臣とインド首相との会談でも本件につき申し入れを行い、2012年4月の日印閣僚級経済対話においても日本側から見直しの要請を行った。また、2013年2月には、経済産業大臣よりインド通信IT大臣に対して再考を要請した。各国産業界等からも勧告内容を問題視する旨の書簡を発出している。WTOでは、2012年5月以降、TRIMs委員会において、米国・EUとともに繰り返し懸念の表明を行っている。

2013年11月、経済産業省商務情報政策局とDeitYなど日印の官民が参加したITエレクトロニクスに関する日印合同作業部会において、日本側から見直しを要求した。

2013年12月、DeitYから通知が公表され、国産品に対する優遇措置は政府調達にだけ適用され、民間部門の取引には適用されないことが確認された。同通知には、適用範囲などに不明瞭な点があり、今後の見直しや運用を注視する必要がある。またDoTの所管分野で民間取引への適用が除外されるかについても注視する必要がある。

関 税

（1）高関税品目

* 本件は、WTO協定をはじめとする国際ルール整合性の観点からは明確に問題があると言えない貿易・投資関連政策・措置であるが、以下の懸念点に鑑み、掲載することとした。

＜措置の概要＞

現行の非農産品の単純平均譲許税率は34.5%である。

インド政府は、（1）基本関税率（実行税率）をASEANレベルに引き下げる、（2）最終製品には

10%、原材料・部品には5%～7.5%を適用する関税体系への移行を目標に掲げ、2003年度以降、継続して基本関税率の引き下げを行っている。2007年1月に、特定の資本財や部品・原材料の一部について関税引き下げを実施し、自動車部品や電気部品、機械類等多くの部品の基本関税率を7.5%に引き下げた。更に、同年3月には、農産品を除く基本的にすべての譲許品目の最高基本関税率を原則12.5%から10%に引き下げた。この一連の措置により、一部の部品・原材料を除いては、インド政府の目標がほぼ達成されたと見られ、自由貿易の促進の観点から一定の評価を行うことができる。

一方、非農産品の譲許率は69.8%であり、非譲許品目としては乗用車(実行税率: 100～125%)、衣類(平均実行税率14.1%)等の高関税品目が存在している。繊維製品はインドの競争力、国際的水準から見ても高く設定されている。

＜懸念点＞

高関税そのものは譲許税率を超えない限りWTO協定上問題はないが、自由貿易を促進し、経済の効率性を高めるWTO協定の精神に照らし、関税はできるだけ引き下げることが望ましい。

また、譲許率が低いことや実行税率が譲許税率を下回って乖離があることは、WTO協定上問題はないが、当局による恣意的な実行税率操作を可能とするため、予見可能性を高める観点から、非譲許品目は譲許されること、また、譲許税率が引き下げられることが望ましい。

＜最近の動き＞

ドーハ開発アジェンダにおける非農産品市場アクセス交渉において、関税の削減・撤廃を含む市場アクセスの改善について交渉が行われている(最新の状況については資料編を参照)。

また、日インドEPAは、2011年2月に署名が行われ、同年8月に発効した、我が国から輸出する自動車部品(生産用部品)や鉄鋼製品等の関税が協定発効後5～10年間で撤廃される等、市場アクセスの

改善が図られる。

(2) 輸入品への特別追加関税の導入

<措置の概要>

インドでは上記の実行税率が課される「基本関税」の他に、「相殺関税（追加関税）」、「特別追加関税」、「教育目的税」を加えた総額が税関で徴収される。2013年12月時点において、輸入評価額（C.I.F. 価格＋荷揚げ費用）が100、基本関

税率10%、追加関税率12%、教育目的税率3%、特別追加関税4%の場合、評価額100に対する関税総額は最終的に26.85と、通常、WTO等の国際交渉の場でインド政府が対外的に提示している実行税率と比較して高水準となっている。なお、関税の具体的な算出方法は以下のとおり。

<図表 I - 12> 関税率計算方法（評価額を100、基本関税率10%とした場合）

項 目	税率	金額（税額）	計算内容
評価額（CIF価格＋荷揚げ費用）		100	
基本関税	10%	10	$100 \times 10\%$
	（小計）	110 (A)	輸入額＋基本関税
追加関税*	12%	13.20	$(A) \times 12\%$
	（小計）	123.20 (B)	$(A) + \text{追加関税}$
教育目的税	3%	0.696	税額分小計 $\times 3\%$ $< (123.20 - 100) \times 0.03 >$
	（小計）	123.896 (C)	$(B) + \text{教育目的税}$
特別追加関税	4%	4.956	$(C) \times 4\%$
	合計	128.852	$(C) + \text{特別追加関税}$
実行関税率 (%)		28.852	

*※部品・原材料で輸入し国内で製造加工する場合⇒国内製造品の物品税から相殺（追加）関税+特別追加関税（計18.156）が控除可能。

（出典：JETRO地域別情報より）

<国際ルール上の問題点>

上記のとおり、インドがウルグアイ・ラウンドにおいて合意した非農産品の単純平均譲許税率は34.6%となっている一方、「基本関税」の税率は原則10%であり、平均譲許税率を下回っている。

「基本関税」に着目すれば、その税率が個別品目について譲許税率を下回る限りGATT第2条に整合的と考えられる。他方、「特別追加関税」や「教育目的税」は、GATT第2条1項（b）に規定されている「通常の関税」又は「その他の租税又は課徴金」に該当すると考えられる。前者に該当する場合は、少なくともITA（情報技術協定）により関税撤廃を約束した製品については譲許約束を超える課税となる。また後者に該当する場合は、譲許

表への記載が必要であるにもかかわらず、実際にはこれらはインドの譲許表に記載されていないことから同じく譲許約束違反となる。このため、いずれに該当するにせよ、「特別追加関税」及び「教育目的税」はGATT第2条に違反する可能性がある。

また、インド政府は、2007年5月に開催されたWTO対インドTPRにおいて、「特別追加関税は内国税であり、付加価値税や中央売上税を相殺するためのもの」、更に「輸入品に2回賦課する教育目的税のうち、1回目の税は内国税で2回目は関税である」等の回答を行っているところ、内国税として分類される場合はGATT第2条ではなく内国民待遇を規定したGATT第3条の対象となる。この点、我が国産業界からは、「輸入時に特別追加関税を

支払った輸入品であってもインド国内の流通段階において付加価値税や中央売上税は賦課される」との実態が報告されており、「特別追加関税」及び「教育目的税」はGATT第3条に違反する可能性がある。

＜最近の動き＞

本件については、累次日インドEPA交渉等の政府間協議の場を通じて、特別追加関税を含む関税制度について、WTO協定整合的かつ透明性の高い制度へ改善するよう、インド政府に対して求めてきた。特別追加関税の還付制度については、還付申請条件が厳格過ぎる上、手続の詳細も不明である等の問題点が指摘されてきたところ、2008年11月に、申請条件の緩和が発表された。しかしながら、新条件が導入された後も、「実際に還付が受けられた」事例は少数に留まっており、更なる制度の改善が求められている。

2009年には我が国より次官級レベルも含め制度改善の働きかけを、また民間ベースでも日印経済合同委員会等を通じインド政府側に働きかけを行ったところ、インド側より還付申請済みの特別追加関税について、速やかに還付する旨の返答があった。

また、2010年2月より、完成品として製品が梱包された状態で輸入される場合、当該品への特別追加関税(4%)が控除されることになり、繊維製品、携帯電話機、腕時計については、加工せず小売することを条件に、梱包なしでも免税を受けられることとなった。しかし、こうした措置を導入後、税関当局は完成品の輸入に対する監視を強めており、特に、MRP（最高小売価格）や輸入年月を記載したラベルの個別商品への貼り付けが徹底されたため、ラベル不備の貨物が通関時に留め置かれるケースが多発している。こうしたことから、今後のインド側の対応について注視し、引き続き制度の改善について働きかけを行う必要がある。

なお、本件に関しては米国がWTOパネル設置要請を行っており、2008年7月、パネルは、米国がイ

ンドの措置のGATT第2条2項違反を立証できていないとして、米国の申立てを退ける判断を下した。米国はパネル報告を不服として上級委員会に上訴を申し立てしていたところ（我が国も第三国として参加）、2008年10月上級委員会は、特別追加関税について、「同種の国産品に課される関連国内税を超えて課税するかぎり」、GATT第2条1項（b）に違反すると「思慮」として判断したものの、左記に関する事実認定がパネルにより行われていないことから、当該措置の是正勧告は行われなかった。

＜参考1：特別追加関税の還付制度の概要＞

インド政府・財務省は2007年9月14日、インドへの輸入品に課せられる一律4%の特別追加関税（Additional Duty of Custom）の還付に関する通達（Notification No. 102/2007）を発表した（同通達については、<http://www.cbec.gov.in/customs/cs-act/notifications/notfns-2k7/cs102-2k7.htm>参照）。

同通達は即日発効（同日以降に通関されるすべての輸入品に適用）され、以下の条件・手続を踏んで輸入された製品（基本的に完成品のみ）については、支払った特別追加関税額の事後還付が受けられることが記載されている。

- (1) 輸入者は、通関時に一旦、特別追加関税を含むすべての関税（基本関税、相殺関税、特別追加関税、及び教育目的税）を支払う必要がある。
- (2) 輸入者は、当該輸入製品を販売する際に発行するインボイスの中で、当該製品が投入税控除の対象（インプットクレジットが受けられる部品・原材料など）ではないことを示す必要がある（注）。
- (3) 輸入者は当該製品の国内販売に係る、付加価値税（VAT）、州販売税、中央販売税（CST）などをすべて支払わなければならない。
- (4) 輸入者は、当該製品を輸入した港の税関当局に対し、以下3種類の書類を添付して、特別追加関税の還付申請を行うことができる。
 - a. 当該輸入品に対する特別追加関税の支払いを

証明する書類

- b. 当該輸入品の国内販売に係るインボイス
- c. 当該輸入品の国内販売に際して発生したVAT
その他販売税の支払証明書類

- (5) 税関当局によって上記の要件を満たしていると判断された還付申請に対して、支払済みの特別追加関税相当額が輸入者に還付される

(注) 中央付加価値税法のCENVATクレジット規則(2004年)は、製造業者に対し、自社の製造品に係る物品税総額から、当該製造品に使用した部品に対して支払った物品税額(追加関税、特別追加関税を含む)を「インプットクレジット」として控除した上で、税務当局に納税することを認めている。

<参考2：物品・サービス税>

インド政府は、2006年度政府予算案のなかで、2010年4月から中央政府・州政府の間接税を整理・統合し、物品・サービス税(GST: Goods and Service Tax)へ一本化することを発表した。これを受けて、2009年11月には、州財務大臣グループ委員会がディスカッション・ペーパーを提示、さらに同年末には第13次財務委員会報告書が大統領に提出されるなど、インド国内で活発な議論が展開されている。しかしながら、GST導入の前提となる憲法修正や各州政府との調整に長期間を要すること等を理由に、GSTの導入が当初予定から大幅に遅れるとの報道も多くみられ、インド国内情勢には不透明な点も多い。特に特別追加関税については、州財務大臣グループ委員会のディスカッション・ペーパーがGSTの導入に伴い同税を撤廃することを提案している一方、第13次財務委員会報告書では特別追加関税について言及がなされていない等、引き続き、インド国内の議論の動向を注視することが必要となっている。

アンチ・ダンピング

AD措置の濫用と透明性の欠如

<措置の概要>

インドは、1995年から2012年末までに508件のAD措置を発動している。インドのAD措置がAD協定に抵触するとして、EUがWTO協定に基づく協議要請を行った2003年以降、インドによるAD措置発動件数は減少したが、2007年以降、再び増加傾向にあり、インドは未だに世界で最もAD措置を多用している国の1つである。そのうち、日本が発動対象となった措置も21件にのぼっており、化学品を中心にAD措置が発動されている。

<国際ルール上の問題点>

インドのAD調査については、①調査手続の透明性が低い、②調査当局の判断根拠・決定に関する説明が不十分である、③利害関係者の十分な意見表明機会が確保されていない、など手続的な問題が多く、当局の運用に関し改善を求めていく必要がある。具体的な問題点の例については下記参照。

- ・インドでは、AD協定9.1条に基づき、ダンピング・マージンどおりの課税ではなく、国内産業に対する損害を除去するに必要な限りでの課税がなされる(レッサー・デューティー・ルール)。このため、別途損害マージンの算定が行われることになるが、なかには、インド国内市場が競合状態にあり調査対象会社間でほとんど価格差が存在しないにもかかわらず、決定された各社の損害マージンに大きな差が出るという不可解なケースがある。このように当局の判断根拠が不透明である場合でも、調査対象企業が事実関係を確認することが困難であるという問題がある。
- ・損害認定では、最終決定にAD協定3.4条に規定する当局が検討すべき15項目に係るデータすべてが網羅されておらず、また、その開示の程度がAD協定12.2条に規定する当局の義務を満た

していないケースがある。そのような場合、利害関係者は、判断の根拠について有効なデータ分析ができず、反論できる範囲が限定的なものとなり、自己の利益を擁護する機会が失われる。このような状況は、AD協定6.1条に照らしても問題がある。

- ・AD協定12.2条では、仮決定、最終決定及びAD税の撤廃について公告するとともに、当該公告及び報告書は利害関係者に送付することになっているが、日本政府への政府間通報を含め、利害関係者への通知が適切になされているか不明なケースがあり、手続面において懸念がある。

＜最近の動き＞

日本産アニリンAD措置のサンセット・レビューが2010年10月から開始され、WTOの通報によると措置が失効したとされている。しかし、インドでは措置撤廃の公告がなされていない。これは、措置撤廃の公告を義務付けたAD協定12.2条に照らして問題であり、我が国は、2012年10月のAD委員会において、インドに対し本件措置の現状と、通報どおり措置が撤廃されている場合は措置撤廃日と公告が行われていない理由を質問した。これに対し、インドは国内法上AD課税が原則として5年で満了することとなっており、撤廃の公告を行う必要はなく、期間満了に伴い失効すると回答した。

我が国としては、今後も引き続きインド政府によるAD調査・措置の運用を監視し、AD協定上問題があれば、その点を指摘し、改善を要求していく。

補助金

食料安全保障法

＜措置の概要＞

インドでは、2013年9月に生産者より買い取った穀物を政府が安価な値段で貧困層に配給する穀物配給プログラムである食料安全保障法が成立した。

これは、貧困層への食料供給をより安定させることを目的として、米・小麦・雑穀を毎月5kgまで3ルピー/kg、2ルピー/kg、1ルピー/kgの低価格での購入を可能とするものである。Antyodaya Anna Yojana（2000年12月25日に中央政府によって発せられたスキーム）のスキーム下で認められる全家庭のうち、農村部では全人口に対する最大75%、都市部では最大50%の人口に値する全ての家庭となっている。インド政府によれば、現行の配給プログラムの下での必要穀物量が5,637万トンであるのに対し、新制度では6,143万トンであるとされており、国内助成の増加が見込まれる。

＜国際ルール上の問題点＞

食料安全保障法による配給プログラムの拡大に際して、行政価格で必要な穀物の買入を行えば、農業協定では生産者向けの価格支持政策とされ、削減対象となる国内助成に当たる。インドは、国内助成について農業協定第18条で規定された農業委員会への通報を2004年以降実施していないため、それ以降のインドの国内助成額が問題とされている中、本法の施行によるさらなる国内助成額の増加も懸念される。今後の国内支持通報の内容やWTOでの約束水準との関係について、注視していく必要がある。

＜最近の動き＞

第9回WTO閣僚会議において、途上国が食糧安全保障目的に公的備蓄制度を行う場合、その国内支持がWTO農業協定上の国内助成削減対象義務に違反しても、加盟国は紛争処理に持ち込むことを自制することに暫定的な解決として合意した。この合意の対象となるためには、協定上定められた通報だけでなく、透明性を確保するために、当該制度に関する追加情報の提供が求められており、本法の施行による国内助成について、適切に通報がなされるよう注視していく必要がある。

基準・認証制度

(1) 鉄鋼製品の強制規格

<措置の概要>

2008年9月、インド政府は、鉄鋼及び鉄鋼製品のファーストオーダー及び同セカンドオーダーを官報公示し、鉄鋼製品に対する強制規格を導入すると発表した。これにより、インドに輸入される鉄鋼製品については、施行日以降、鉄鋼製造事業者がインド工業規格（「BIS規格」、BIS=Bureau of Indian Standards）を取得し、規格適合性を確保することが求められることとなった。

これに基づき、ファーストオーダーに記載された棒鋼、線材等の6品目については、2008年9月から強制規格が施行されている。また、セカンドオーダーに記載された熱延鋼板、溶融亜鉛めっき鋼板、ブリキ、無方向性電磁鋼板、方向性電磁鋼板、厚板、一般構造用半製品等については、2012年9月、2013年3月、10月に順次強制規格が施行されており、未施行の一部製品についても、2014年4月1日に施行される予定である。

<国際ルール上の問題点>

インド政府は、本制度の政策目的を製品の安全及び品質の確保並びに環境の保護と説明している。しかしながら、これらの政策目的は、鉄鋼製品のような中間財への規制では達成することができず、むしろ最終製品の安全規制により達成されるべきものであることから、本制度は不要と考えられる。したがって、本制度は、政策目的に照らして不必要に貿易制限的な規制である疑義があり、TBT協定第2.2条に違反する可能性がある。

<最近の動き>

2009年以降のTBT委員会では、日本、EU及び韓国より、本制度への懸念が繰り返し表明されている。

2012年3月には、セカンドオーダーの施行時期を

2012年9月とする旨の官報公示があった。これに対し、2012年7月、日本鉄鋼連盟からインド鉄鋼大臣、商工大臣宛に要望書を提出し、施行の延期及び規定の明確化を要望するとともに、同月開催されたインド鉄鋼大臣訪日時において、経済産業大臣政務官から懸念を表明した。これらの取り組みの結果、2012年9月には、熱延鋼板、方向性電磁鋼板、厚板等の施行時期が2013年3月31日に延期される旨官報公示があり、日本産業界が特に懸念していた、自動車用熱延鋼板等の輸入が急遽ストップする事態は回避された。

2012年9月以降もインド日本商工会および日本鉄鋼連盟がインド鉄鋼省に対し、消費者の安全を確保するに足る国際的に認められた規格を有する鉄鋼製品の輸入、最終製品の規格によって消費者の安全が確保されるとインド政府が認める産業用途に使用される鉄鋼製品を強制規格対象から除外するよう求め、働きかけを継続している。

引き続き、本制度の運用を注視するとともに、両国間で協議を行う必要がある。

(2) 自動車タイヤに対する強制規格制度

<措置の概要>

2009年11月にインド政府は自動車タイヤの強制規格を発表した（2011年5月施行）。それまで、任意規格であった安全性の規格を強制規格化し、輸入タイヤにも適用した。これにより、本強制規格においては、当該規格に適合せずBIS（Bureau of Indian Standards）マーク表示のない自動車タイヤの製造、輸入、販売目的の保管、販売、流通が禁止された。この自動車タイヤ規格は、世界的に広く採用されている国連のUN/ECE/1958協定の自動車基準と異なるため、インドに自動車タイヤを輸出するためには、追加の対応が必要となった。

具体的には、本件におけるライセンス料は、BIS規格マークを打刻している自動車タイヤ本数に基づき算定され、インド国外で販売される自動車タイヤについてもライセンス料を支払わなければな

らない。また、インド政府は、外国資本メーカーに対してのみ、1工場あたり1万ドルの銀行保証を求めており、インド資本と外国資本間に不必要な競争格差が生じている。

＜国際ルール上の問題点＞

本規制におけるライセンス料は、インド国内で販売される自動車タイヤについても支払わなければならないが、このようなライセンス料の算定についてインド側から合理的な説明は得られていない。そのため、適合性評価の手数料は実費相当額を考慮し、公平なものとするTBT協定5.2.5条に違反する可能性がある。

＜最近の動き＞

2008年3月以降のTBT委員会において、制度の不透明性、認証取得のための十分な準備期間が付与されていないこと、経済活動に与える悪影響等について、我が国のほか、EU及び韓国より懸念を表明してきた。直近では、上記のライセンス料の算定方法と外国資本メーカーに対する銀行保証の論点について、TBT委員会の場でインド側に改善を求めている。

引き続き、同様の懸念を有する関係国と連携しつつ、本規制の改善を求めていく。

(3) 電気通信事業者の免許条件に係る規制強化

＜措置の概要＞

2010年3月以降、インド政府は、情報通信におけるセキュリティ確保を理由として、外国企業からの通信機器購入前のセキュリティ安全性確保と題する通達を公表。2011年5月に規制は一部緩和されたものの、インドの通信事業者は、外国通信機器メーカーからの通信機器購入にあたり、インド国内の検査機関によるネットワークセキュリティの検査が義務づけられている。なお、本制度の施行時期は2014年7月の予定であるが、その対象製品やセキュリティ要件等、措置の具体的内容は現時点

では明らかでない。

＜国際ルール上の問題点＞

これら通達は、その内容に不明確な部分があるものの、インド国内の検査機関による検査の運用が、通信機器に対して特定のセキュリティ特性を要求するものであるとすれば、事実上政府等による機器の強制的な適合性評価となる可能性があり、インド政府はWTOへ通報する義務を負う可能性がある。

また、インド国内の検査機関から認証を受けた機器にのみネットワークに組み込み可能とする要件は、インド国外産品に対して不利な待遇を与えるものであり、GATT第3.4条及びTBT協定第2.1条の内国民待遇に違反している可能性がある。

＜最近の動き＞

2010年以降、日米欧の産業界がインド政府宛てに連名で懸念を表明し、同年10月には、我が国産業界（4団体）からインド政府宛に懸念を表明する旨の書簡を発出した。日本政府としても、同年8月のASEAN+6経済大臣会合（於ベトナム）や10月の東アジア首脳会議（於ベトナム）で経済産業大臣から商工大臣に対し懸念を表明したほか、2012年4月の日印閣僚級経済対話においても日本側から善処を要請した。さらに、WTOの場でも、2010年11月以降のTBT委員会において、日米欧より本件について懸念を表明している。

我が国としては、本規制に対する詳細な内容について引き続き確認を求めるとともに、国際的なITセキュリティ制度との整合性を求めていく。

(4) 電子・情報通信機器における強制規格の導入

＜措置の概要＞

インド政府（通信IT省）は2012年9月に、電子・情報通信機器の登録を義務化する法令「電子・情報技術製品（強制登録義務要求）規則2012」を公表し（TBT通報は同年10月に実施）、家電や電子

機器15品目について、国内の安全基準に基づき事前の登録及び表示が義務付けられた(2013年7月には、対象品目に新たにプロジェクトが追加された)。本規制は2014年1月から完全施行されている。

現在、インド内外から非常に多数の製品について試験申請が行われているが、指定試験機関の試験能力が十分でなく試験期間が長期化しており、また申請時に非常に多数の書類提出が求められている等の事情により、未だ多くの製品の登録審査が完了していない。結果的に、インドへの対象製品の輸出ができない等の混乱が生じている。

<国際ルール上の問題点>

TBT協定第5.1.2条において、「適合性評価手続は、必要である以上に厳重であってはならない」とされている。しかしながら、本規制の登録手続では、非常に多数の書類提出が求められる等の過重な手続が課せられているが、なぜそのような過重な手続が必要であるのか、インド側から合理的な理由説明はなされていない。したがって、本制度の政策目的に照らして必要以上に過重な適合性評価手続である疑義があり、本条に違反する可能性がある。

<最近の動き>

2012年10月のTBT通報を受け、同年12月に、日本政府及び日本の関連業界4団体(電子情報技術産業協会(JEITA)、日本電機工業会(JEMA)、ビジネス機械・情報システム産業協会(JBMIA)、情報通信ネットワーク産業協会(CIAJ))から、国際規格との整合性や準備に必要な期間を確保するため、本措置の実施延期を求めるコメントを提出した。

その後、2013年2月には、経済産業大臣から通信IT大臣に対し、本件につき懸念を表明した。さらに、2013年3月及び10月のWTO/TBT委員会においても、日本、米国、欧州及び韓国より、本件につき問題提起を行っている。これらの働きかけの結果、施行時期は2013年4月から2013年7月に延期さ

れ、さらに、一部条件付きで2014年1月まで猶予された。しかしながら、試験及び登録申請手続が長期化しており、依然輸出が滞っている。

引き続きインド政府に対して、試験及び登録申請手続の迅速化に向けた改善の申し入れを継続していく必要がある。

サービス貿易

外資規制等

* 本件は、WTO協定をはじめとする国際ルール整合性の観点からは明確に問題があると言えない貿易・投資関連政策・措置であるが、以下の懸念点に鑑み、掲載することとした。

<措置の概要>

2010年3月、商工省産業政策促進局((The Department of Industrial Policy and Promotion, DIPP))は、外国企業による対内直接投資に関する政策を統合した新たな統合版FDI政策(CONSOLIDATED FDI POLICY)を公表した(2013年4月5日付けで改正)。この統合版FDI政策は、ネガティブリストにより、外国直接投資が禁止・規制されている業種・形態、出資比率の上限がある業種、外国投資促進委員会(Foreign Investment Promotion Board, FIPB)の個別認可が必要な業種などを規定している。外国直接投資が禁止されている業種には、民間企業に開放されていない原子力・鉄道、不動産又は農家の建設、宝くじ・カジノを含む賭博、タバコの製造等の8項目が挙げられている。以下金融、流通分野等における外資規制について概観する。

① 金融

ア 銀行

民間銀行業の外資規制の緩和については、外国銀行が①本国の所管官庁の管轄下にあること、②中央銀行であるインド準備銀行(RBI)の認可基準をクリアしていることを条件に、100%出資子会

社設立が可能となった。これらの点については、統合版FDI政策上でも規定されている。一方、国内民間銀行における外国人投資家の議決権保有比率を上限10%と規定している現行の銀行規制法については、2012年12月、同比率を26%に引き上げる同法改正案が議会で承認された。ノンバンクについては、指定された商業銀行であるマーチャント・バンクや住宅金融など18業種に対して100%までの出資が認められている。ただし、出資比率に応じて最低資本金額が規定されており、この場合も、RBIのガイドラインに従うことが条件となっている。

2011年8月に日印経済連携協定(EPA)が発効し、金融分野での成果として、インド国内における外国銀行の支店設置については、年間20店舗までの数量制限が存在する中、邦銀の支店設置について、4年間で10店舗まで支店設置申請に対して前向きの考慮を払うとの特別な取扱いを獲得したものの、支店設置には依然として当局の許認可に時間を要している。

なお、2013年11月にRBIは、子会社を持つ外国銀行に対し、国内銀行と類似の規制上の取扱いを認めることにより支店から子会社形態への転換を促す施策を公表している。

イ 保険

政府は、保険分野への外資出資比率の上限について、26%から49%に引き上げる法案を閣議決定し、議会へ提出されたが、同法案は可決されなかった。その後、首相の経済開放政策の下、保険業における外資規制についても緩和の方向で検討され、2012年10月、再び上記法案が閣議決定された。しかしながら、上記提案にかかる関連法は国会で審議されておらず、統合版FDI政策においても上限は26%とされている。

② 流通

2012年の外資規制の緩和により、単一ブランドの小売業への外資参入は、条件つきで、それまでの51%から100%まで可能となった(2012年1月施行)。その後のマルチブランドの小売業に対する規制緩和

和にあわせて、追加の規制緩和が行われた。規制緩和の主な条件は以下のとおり。

- ・販売する製品は「単一ブランド」に限る。
- ・外資の比率が51%を超える場合には、店舗設立後5年間はその製品調達額の平均3割をインド国内の中小規模産業、村落などから調達することが努力目標。

一方、外資参入が禁止されていたマルチブランドの小売業に関しては、条件付きで51%まで緩和され(2012年9月施行)、その後さらなる追加規制緩和が閣議決定された(2013年8月)。規制緩和の主な条件は以下のとおり。

- ・最低投資額は1億米ドル。
- ・最初の投資から3年以内に、初期投資額の最低50%を土地の購入や賃貸費用以外のインフラ整備(製造、包装、流通、倉庫の整備などのバックエンドインフラ)に投資。
- ・製品調達額の30%をインド国内の小規模産業(建物・設備への投資額が200万米ドル以下)から調達。この目標は、初めの5年間は製品調達総額の平均で達成すればよいが、その後は1年ごとに達成する。
- ・規制緩和に賛同した州のみに適用(2013年12月時点では11州が規制受け入れを表明済み)。

<懸念点>

WTO協定には、投資に関する一般的なルールは未だ整備されていないが、サービス貿易に関してはGATSが既に存在し、投資を通じたサービス貿易提供も規律している。上記の様々な外資規制は、インドのGATS上の約束に反しないためWTO協定違反となるものではないが、WTO及びGATSの精神に照らして、引き続き自由化に向けた取組が行われることが望まれる。

<最近の動き>

我が国は、外資制限強化に関する法律改正の動向等を注視するとともに、二国間政策対話等やWTOサービス交渉等により、これら外資制限の緩

和を働きかけているところである。

知的財産

医薬品等の特許保護

<措置の概要>

TRIPS協定は、新規性、進歩性及び産業上の利用可能性のあるすべての技術分野の発明（物であるか方法であるかを問わない）について特許が与えられると定めているが（第27条1項）、開発途上国等で、医薬品やその他の化学物質などに関わる発明を特許として認める物質特許制度を持たない国については、当制度の導入までTRIPS協定発効後10年間の経過期間が認められていた（第65条4項）。

インドは1970年特許法においては医薬品等の物質特許を認めていなかったが、2005年1月の履行期限（経過期間満了）を控えた2004年12月に、物質特許制度の導入を含む2004年改正特許法（大統領令）を公布した。その後、議会において2005年改正法（第3次）が審議・採択され、2005年4月に公布、一部の条文を除き同年1月から有効なものとして遡及的に施行された。2005年改正法のポイントは、①物質特許制度の導入（インド特許法第5条削除）、②医薬物質の定義導入（同第2条(ta)）、③排他的販売権（EMR）規定（同第24条A～F）の削除、④メールボックス出願に関わる特許権者等の権利制限（同第11条A(7)）、⑤一定の例外状況下における医薬品の輸出に対する強制実施権（製造及び輸出）の導入（第92条A）等である。

2005年改正法の施行以降、医薬品関連発明に特許が与えられるようになったが、近年、その医薬品関連発明に対して強制実施を発動する動きが見られる。2012年3月、インド特許意匠商標総局は、国内の後発医薬品メーカーの申請に基づき、外国医薬品メーカーが所有する医薬品関連特許に強制実施権を設定した。本強制実施権の設定に関しては、2012年5月、当該外国医薬品メーカーがインド

特許意匠商標総局の決定を不服として、知的財産控訴委員会に審判の請求を行っていたが、2013年3月に棄却されている。

<国際ルール上の問題点>

物質特許制度を導入し、TRIPS協定上の義務が履行されたことは評価できる。しかしながら、「既知の物質について何らかの新規な形態の単なる発見であって当該物質の既知の効能の増大にならないもの」等を「発明でないもの」として特許の対象から除外するインド特許法第3条(d)について、当条項は化学物質や医薬品の技術分野に対してより厳しい特許性の判断基準を設けるものであるとして、技術分野による差別を禁じるTRIPS協定第27条1項に整合していない可能性がある。

<最近の動き>

インド商工省が設置した委員会「Technical Expert Group on Patent Law Issues（議長：Mashelkar氏）」のレポート（Mashelkar Report）のリバイス版が2009年3月に発表されたが、その中では、上記問題のインド特許法第3条(d)のTRIPS協定（第27条）との整合性について、上記委員会では本件を審査する権限が付与されていないとして、結論は出されていない。そのような中で、2013年4月、インド最高裁は、外国医薬品メーカーの抗がん剤に関する特許出願について、特許法第3条(d)に基づき特許すべきではないとの判断を下した。本件は、特許法第3条(d)に対してインド司法の最高機関が初めて下す解釈であったところ、今後の特許審査及び裁判における運用について、引き続き注視していく必要がある。なお、インド特許法第3条(d)については、その規定の不明確さについても問題として指摘がされているところ、我が国は、2011年10月の対インド貿易政策検討制度（TPR）会合において、インド特許法第3条(d)の解釈について質問を行った。

また、強制実施権の制度・運用についても我が国産業界から透明性の向上等の要望があるところ、

我が国は、2013年1月のインド政府との会談において、本件についての関心を表明した。今後も、パリ条約やTRIPS協定等の国際ルールとの整合性の観点も含めて、注視していく必要がある。